

平成28年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年11月2日(水) 13時30分から14時42分
2. 開催場所 香美市立保健福祉センター香北 2階大ホール
3. 出席委員 (15名)

会長	19番 原 心一
会長職務代理	3番 公文 久郎
委員	1番 三谷 富重 4番 三木 克司 6番 水田 義郎
	7番 上島 陽子 8番 岡田 修一 9番 村田 正博
	10番 宗石 和彦 12番 西岡 久 13番 堤 昭雄
	14番 西村 広幸 15番 小松 和啓 16番 門脇 節夫
	17番 山崎 彰
4. 欠席委員 (4名) 2番 大岸 高晴 5番 森安 正 11番 横山 実男
18番 小松 源一
5. 出席推進委員 2番 宮地 玄一郎
6. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- | | | |
|-------|-----|--------------------------|
| 第2 議案 | 第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 第3号 | 非農地証明願いについて |
| | 第4号 | 農地法第18条第6項解約通知報告について |
| | 第5号 | 農地法第4条の規定による届出について(報告) |
| | 第6号 | 農地法第5条の規定による届出について(報告) |
| | 第7号 | 香美市農用地利用集積計画について(諮問) |
| | 第8号 | 香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問) |
| | 第9号 | その他の件 |

7. 農業委員会事務局職員

- | | |
|------|--------|
| 事務局長 | 佐々木 寿幸 |
| 事務次長 | 西村 安史 |
| 農地主幹 | 井上 和佳 |
| 農地主幹 | 山中 詩麻 |
| 農地係長 | 伊井 英智 |

8. 会議の概要

議 長

ええと、みなさんこんにち。一人出席予定者で、上島さんがまだ見えておりませんが、定刻になりましたし、それぞれ召集をいただいている委員さんは揃っておりますので、本日の会を進めたいと思います。

11月に入って、朝夕はすっかり寒くなってきましたが、今日も昼間は非常に暖かい日が続いております。こっちへ来る途中でも中生の稲もほとんど刈り取りも終わり、収穫が終わっております。皆さん方もお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の欠席届が出ておりますのは、ええ、大岸さん、森安さん、横山さん、小松 源一さんの欠席届が出ておりますのでご報告をさせていただきます。

なお、議事録の署名人につきましては、西村 広幸君と門脇 節夫君をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、あの、ちょっとあの私の方からお礼なり、またご報告をしておきますが、実は20日にですね、やっこねぎの総会がありまして、ええ、村田 正博君が委員会が薦めております農業者年金の加入のご案内をしていただきました。まあ、

めったにそんなことありませんので、私も事前に聞いてよかったらですね、良かったですけど、全然聞いてなかったの、有り難く思っております。また、あの、そうした総会、色々な若い人が集まる場所等について機会がありましたら、そういうことで年金の推進をいただけたら非常に有り難いと思いますので、今後ともみなさん方がお気付きのところでお話ができる場がありましたら、是非とも加入推進をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。訂正はありませんかね。

それでは、すみません、議案に沿いまして順次、会を進めていきたいと思っております。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町間字明リ戸上ミノ丸1085番、地目は田、面積は294㎡、外2筆計3筆で合計905㎡、譲受人の耕作面積は2,448.91㎡、譲渡理由は親族への贈与、譲受理由は親族より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は1です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町中野字上小島801番、地目は田、面積は1,719㎡、譲受人の耕作面積は2,448.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2、10a当り639,906円で総額1,100,000円です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字小田129番、地目は畑、面積は261㎡、外2筆計3筆で合計1,051㎡、譲受人の耕作面積は4,091㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3、10a当り285,400円で総額300,000円です。

4番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字井戸丸550番、地目は畑、面積は399㎡、譲受人の耕作面積は6,731㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転贈与、資料は4です。

5番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町船谷字山ノ神354番、地目は畑、面積は92㎡、譲受人の耕作面積は4,275㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5、10a当り500,000円で総額46,000円です。

6番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字西法寺1222番、地目は畑、面積は333㎡、譲受人の耕作面積は4,384.71㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は6、10a当り600,600円で総額200,000円です。

7番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字坂本岸829番、地目は田、面積は135㎡、外13筆計14筆で合計1,707㎡、譲受人の耕作面積は1,948.03㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農家創設、権利の種類は所有権移転売買、資料は7、10a当り50,000

(

(

円で総額85,350円です。

8番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字シンガイ2947番
1、地目は田、面積は384㎡、外1筆計2筆で合計515㎡、譲受人の耕作面
積は88,724.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡
大、権利の種類は所有権移転売買、資料は8、10a当り225,000円で総
額115,875円です

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調
査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われます。以上
です。

議 長 はい、以上、議案第1号につきまして説明が終わりましたので、ただ今より質
疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

事 務 局 補足。

議 長 はい、補足説明があります。すみません。

事 務 局 番号1・2についてですが、譲受人は同じですが、同時にですね議案が許可に
ならないと、下限面積を満たすことができません。まあ、2番だけでも可能です。
次、番号5ですが、申請地は、墓地の基礎が残っており、そのため農地復旧計
画書が提出されておりまして、今後耕作するとのことです。ええと、農地復旧計
画書に従ってのことになりますので、許可となれば条件付となります。

番号7についてはですね、この譲受人は香美市の定住推進課の事業で定住推進
事業により移住してくるとのことで、まあ、定住推進班の説明で田役等について
も説明しており、今のところ、問題はみられないとのことです。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、補足のありました7番ですけれども、前回、利用権設定でですね、すで
にこっちの方で柚子を作るということで、前回、利用権設定出ておりました。今
度、3条でですね、この面積を買われるという事で下限面積をこれでクリアでき
るという事ですので、ご理解をいただきたいと思います。
すみません、何か他に質問ありませんか。

委員(9番) はい。

議 長 はい。

委員(9番) ええと、3番の、[REDACTED]さん、相談がありまして、資料3-2の写真、この孟宗
竹がかなり生えちゅうそうです。ほんで、竹が生えちよったらいかんで、とは私、
言ってはみたけど、竹の子採りたいき、残したいけんど、どうやお、つていう話
がありましたけど、そら、切ってもらわな、切ってちゃんと農地で耕作してもら
わないかん、とは言うてありましたけど、写真見たら、切ってくれちゅうみたい
やけど。写真はいつ頃・・・、資料3の写真。多少は切ってくれちゅうみたいや
けど。

事 務 局 写真は、10月17日に撮影しました。それで、事務局にも[REDACTED]さん、相談に
来られてまして、周りをきれいに竹を切って、順番にされてまして、今後も続け
るということを聞きましたので出しましたが、タイミングがどうかというのはち
よっと分かりませんが。

委員(9番) 私のところへ来たがは10月の初めぐらいやったと思いますけど。

(

(

事務局	堤さんの所へも多分連絡があった。
委員(9番)	うん、私の所より、地区は堤さんとこやき、堤さんところにも聞いちょきやっっては私も言っていましたけど、孟宗竹はいかんですよ。
議長	生えて来て仕方がない言うがやったらやけど、ここで竹の子を採りたいき竹を残したい、言われると、それはちょっと問題がある。ほんで、あの、村田君が言うたようによね、そら、竹切っちよいてくれな困るで、と言うたき、こういう風に切ってくれたけど、将来的によ、今度はもう許可になったらよね、竹が出てきてもよ竹の子掘りたいき置くろ。
委員(9番)	また周りが竹やぶやきね、すぐに生えてくらあね。
議長	生えてこんとはもうそら絶対言えんなあ、確実に生えてくる、それを全部取ってよね、まあ農地みたいにしてくれりゃあかまんけど、もう今度は親の竹で売りたいき言うて、この中にぼつぼつ置かれると。水路があつてこの右側は道、写真で見ると。
委員(9番)	現地へはよう行っていないけど。
議長	これから、まだ、こっちへこっちへ生えてこられたりするような可能性はないがかえ。右の水路の右側の道の右側はどうなちゅう。
事務局	段差があつて、その奥が山林になります。
議長	その低い所はそれも山林。
事務局	低い間にですね、 さんの敷地というか家みたいなのがありまして、この写真に写っていないですけど、向こう側は山林になってます。
議長	奥のほうかね、奥の左が山林。
委員(9番)	その右側に舟入川、陸月電気の上の竹やぶやと思うけど。
議長	そりゃあ、あの辺じゃ竹やぶになるわ、まこと。そらあもう、ここでよねまあ言うたら、農地として守れいうがはちょっと無理やろ。まあ、そこはみんながどんなに判断するか、私はそらどうこうは言えん、みなさん方に後で聞くけどよ、賛成かどうか。もうそれで許可になればよね、そらあ、これをどうしても竹が生えたらいかん、ぎっちり竹が生えんように管理しいやとは言えんと思います。
委員(9番)	写真を見た限りでは、ちょっと切ってくれちゅうみたいやけど。
議長	そうそうそう。切ってくれちゅう。で、言うたことはしてくれちゅう。けど、本人は竹も生やして取りたいゆうがやろ。
委員(9番)	取りたいゆうことやったけど、いかんき、切ってくれとは言ってます。
議長	一時的にはそうしたけれども、将来的にはよね、竹やぶになるかも分からんいう事で、そこはみんなの判断よ。 ええと、他にありませんかね。 この7番の徳島の方は、柚子で生計をたてるつもり。

(

(

事務局 柚子だけではなく、水稻と柚子と野菜。今まで、作っておった所と、そのまま継承した所。

議長 前回の利用権の設定は柚子やったわね。まあ、本人が言うには柚子とか、田は田で稲を作りたい、畑は畑で野菜も作りたいという希望があるがです。まあ、ここが全部柚子畑になるわけじゃないがです。

事務局 ■さんののが今度は香北町やけんど、猪野々、周辺で持ちちゅう、■さん。

議長 もう、あの、去年からずっとこの辺り一辺を。

事務局 周辺を。はい、それで管理しゅうがやね。

議長 はい。

委員(16番) 轟の滝の方ですか。

事務局 を、まだ降りていかない、手前ですね。猪野々の集落の道の、轟の降りていく道路です。写真資料8の2の①、ここ草刈ってませんけど、上段は去年あたりから、■さんがちょこちょこ刈ってます。あの、樫を植えてます。

議長 樫、けんど太いやつは大分太ってきたで。1メートルばあになってきたで。あれ、モミの木と一緒にやね。

事務局 ええと、他にありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 なければ、採決に入りますが、構いませんか。

—— 異 議 な し ——

議長 はい、それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請についての賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 全員賛成です。ありがとうございました。

事務局 ええ、続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第4条許可申請について説明します。

1番、申請者、■、■、申請所在地は香北町猪野字平石394番イ、地目は田、面積は277㎡の内33㎡、転用目的は納骨堂、建築延面積は1.03㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は9、調査員は森安委員です。

なお、この土地は中山間地域の小規模な農地集団内の端に位置し、傾斜地で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 ええと、森安さんが欠席してますので何か、お願いいたします。

事務局 番号1のこの案件につきまして、周囲に影響がないと認められるとの報告をいただいております。

(

(

議 長 ええと、補足説明を終わりましたので、ただ今より質疑を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

事 務 局 この案件につきまして、28年の5月11日に農振法の除外の許可が出た関係になっております。

議 長 はい。この人は何、香南市野市町西野やけど、香北出身の人、そうじゃあない。

委員(10番) 先生やろ。

議 長 ほんで、地元の方へお墓をこしらえる申請。
ご質問何かありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、質問ないようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。
ええ、続きまして、議案第3号、非農地証明願いについての説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、議案第3号、非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町中野字中山丸276番2、地目は田、面積は499㎡、非農地化した理由は、60年以上前に自宅を建築し現在に至る。調査員は宮地 玄一郎推進委員で、資料は10です。

2番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町新改字西谷601番1、地目は田、面積は188㎡、非農地化した理由は、当該地は申請人の母が耕作していたが、老齢となり耕作できなくなり段々荒廃し、平成8年には雑木や竹が生育し山林となり、現在に至る。調査員は三木委員で、資料は11です。

3番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町日比原字南屋敷131番、地目は畑、面積は195㎡、非農地化した理由は、30年位前に、先代が植林し山林化して、現在に至る。調査員は森安委員で、資料は12です。

4番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字向ノ山801番・802番合併、地目は田、面積は109㎡、外9筆計10筆で合計2,198㎡、非農地化した理由は、809番について、平成元年頃、自宅への車の進入及び駐車場のため、コンクリート敷きを行う。2683番3について、昭和60年頃、クヌギを植林し、管理できずそのままとなり、現在に至る。上記以外の土地は、平成10年4月、11月に、義父、夫が死亡し、その後耕作できず雑木が茂り、現在に至る。調査員は森安委員で、資料は13です。

以上です。

(

(

議 長 はい、説明が終わりました。補足説明を1番、宮地さんをお願いしたいと思います。

推進委員
(2番) ええとですね、資料の写真で、10番になります。ここに書いてますように、もう60年以上前に自宅を新築してそれが現在に至る。でまあ、現地確認したところ、特に問題はありませなし、周囲の了承も得ているということで認めました。

議 長 はい、2番、三木さん。

委員(4番) はい、資料の11番です。下、写真のとおり、現在は竹ばかりになってまして、その上側にも昔畑やったところ、そこも同じような状態、耕作というのはちよつと難しい。

議 長 ええと、3番、4番。

事務局 はい、3番ですが、資料12をご覧ください。周囲は山林で問題はないと認められるとの報告を受けております。番号4、資料13をご覧ください。まず、809番につきましては、地元関係者と共にコンクリート舗装したとのこと、2683番については、轟の滝の上流で周囲は山林である。それ以外の地番につきましては、備考欄に記載されている通り原野化されている。地域内等でも農地として管理出来ないようであるとの報告を森安委員から受けております。

続いて、事務局からですが、番号4ですが、申請地の農地の内、809番につきまして、北側の農地の同意が得られておりませんが、所有者が高知市の病院に入院して、また、その子も連絡先不明とのことで、隣接農地は2メートルほど段があつて高くなつておりまして、申請地は平成元年頃から駐車場として利用されており、現在まで苦情等はないということで、今後、争議があつた時は、両者間で解決をすることの旨の誓約書が提出されております。以上です。

議 長 まあ、あの隣地の同意が得られていない所についてはですね、一応何かトラブルがあつた時には、双方で解決するという誓約書がついちゅうという事のご理解をいただきたいと思います。

ええと、議案第3号、非農地証明願いについて、ただ今より、質疑を行いますが、何かご質問はありませんか。

宮地さん、ここ、■■■■さん今はここは住みやあせん言うたろ、誰っちゃ、誰かおるが。

推進委員
(2番) 住んでないと思う。

議 長 ねえ、息子さんが大阪かどこか出ちゅう。私もねえ、ちらつとこれ聞いちよつたけん、詳しいまでは聞いてないけど、住みやあせんいうて。場所もはつきり特定はようしてませんけど。

はい、ええと、他に何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

事務局 ええと、なければ、議案第3号について採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、分かりました。それでは、議案第3号、非農地証明願いにつきまして、

(

(

賛成されます方の挙手をお願いいたします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第4号、農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いいたします。

事務局

報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。

1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町山田島字島682番、地目は田、面積は2,417㎡、合意解約の成立日、解約日、引渡日、ともに平成28年9月30日、解約理由は、借り手の変更です。

2番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町中野字上小島801番、地目は田、面積は1,719㎡、合意解約の成立日、解約日、引渡日、ともに平成28年10月3日、解約理由は、売買のためです。

3番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、香北町下野尻字レンゲノ芝1023番、地目は田、面積は972㎡、合意解約の成立日、解約日、引渡日、ともに平成28年9月30日、解約理由は、借り手の変更です。

4番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町下野尻字レンゲノ芝1022番、地目は田、面積は902㎡、合意解約の成立日、解約日、引渡日、ともに平成28年9月30日、解約理由は、借り手の変更のためです。以上です。

議長

以上、説明が終わりましたので、ただ今より、議案第4号の農地法第18条第6項解約通知報告についての、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長

ええと、格段なければ、報告案件ですので、報告のみとさせていただきますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長

はい、続きまして、議案第5号、農地法第4条の規定による届出についてですが、この報告について、続けて説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい、1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請所在地は土佐山田町宝町4丁目78番1、地目は畑、面積は121㎡です。転用目的は一般住宅、建築延面積は141.04㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要です。資料は14、調査員は事務局西村です。以上です。

議長

ここ、家建っちゅうがでね、ここ。これはいつ頃建っちゅうか分からんが。建設の月日とかは。分かってなかったらかまんて。現在は、台帳については畑か何かでそのままになっちゅうの。

事務局

昭和58年に建ってます。

議長

昭和58年に建ってますと。まあ、何か今度転用したり、家建て直したりする

時は宅地にせんといかんがよね。

ええと、ええ、すみません、議案、報告の第5号ですが、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええと、格段なければ、報告案件ですので、報告のみとさせていただきますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、分かりました。

続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による届出についての説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第6号、農地法第5条届出報告について説明します。

1番、受付日、平成28年9月21日、譲渡人、
、譲受人、
、申請所在地は土佐山田町字百石畑89番1、地目は田、面積は814㎡、転用目的は分譲宅地 5区画、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は0㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は15で、調査員は事務局西村です。以上です。

議 長 はい、西村君、補足お願いします。

事 務 局 はい、この報告につきましては報告ですが、ちょっと、あの、行政書士のほうから異議申し立てが出されておりますので、ちょっと時間をいただいて説明をさせていただきます。この申請地については、今年度の7月に農業委員会で報告した届出の場所です。その後、転用されずに、新たな転用目的、譲受人が新たになったので、再度届出をされたものです。届出の際にですね、何度も届出をされるとこちらも困りますので、理由書の添付を依頼しました。その際にですね、前回代理を受けた行政書士のほうから、異議申し立ての文書を出されております。まあ、その内容はですね、その行政書士が言うには、理由書が本人作成ではないので、この5条の届出を取り消して下さいというような内容でした。あの、事務局も、普段はそこまでしないんですが、申請人に確認したところ、申請人と娘さんが相談して作成したとのことでした。文書の内容についても、詳細にその際に説明してくれました。文書については自署であり、署名、捺印もされておりました。基本的にですね、届出については、転用の目的がですね達成見込みがあるかどうかというのは判断するものではなくて、届出に記載された内容に不備がなければ、農業委員会で受理しなくてはいけないことになっております。ただですね、7月に届け出された案件だったので、事務局としましては他市を参考にですね、理由書の提出を依頼しました。で、今回、事務局として理由書を求めましたけれど、本来、5条の届出につきましては理由書がなくても受理を、法的には受理をしないといけませんので、まあ、仮に理由書が本人作成でなかったとしても、受理の取り消しにはあたらない、という風に考えられます。で、その件につきましては、高知県の農地担い手対策課と香美市の顧問弁護士に相談して、この処理方法は問題ないと確認をしております。ただ、まあ、今後ですね、この様に同じ申請地に対して届出が複数回提出されることがありますが、今回同様ですね、事務局は理由書は求めていきます。ただ、拒否されればですね、理由書がなくても届出は受理していく事になりますので、まあその辺りのご理解とご了承をお願いしたいと思います。

議 長 委員会の委員としてはよね、なかなかそこを判断する訳にはいかんとかんと思

(

(

うがよ。分からん、もっと詳しいに聞かんとね。ただ、事務局の方で対応していただいて、事務局の判断の中でこれでいいということであれば、我々は何にも異論はないと思いますので、我々にそこを判断せえというのはなかなか難しいと思います。

事務局

はい、補足説明させていただきます。一応、協議申請であるという事で、前回申請のあった行政書士からクレームがつかしましたので、今回本人にも確認をいたしまして、次長の方で確認を取ったと。と同時にその行政書士に対してもどのような返答をするのかということも含めまして、和田弁護士にこれは市の顧問弁護士ですが、そちらの方に相談をいたしまして、方向性を決めていただいたということで、今回の報告になっております。もう、受理というかたちでいくということになりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

まあ、あの事務局の方ではそういう判断してますし、この件につきましても、報告案件ですので、まあ、あの、議決を採るという事にしてませんので、何かこの件について、みな様方からご質問があれば受けたいと思います。

—— 質 疑 な し ——

議長

まあ、格段なければ報告のみとさせていただきますので、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議長

ええ、続きまして、議案第7号、香美市農用地利用集積計画の諮問であります。説明をお願いいたします。

事務局

はい、諮問第7号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。

1番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町岩積字下野288番、地目は田、面積は2,103㎡、外4筆計5筆で合計6,465㎡、借受人の経営面積は5,466㎡、作物はニラ、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年11月4日から平成38年11月3日の10年で、資料は16です。

2番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町船谷字北上ミ野字79番、地目は畑、面積は1,755㎡、外5筆計6筆で合計4,796㎡、借受人の経営面積は25,267㎡、作物は水稻、権利区分は使用貸借権の再設定、期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年で、資料は17です。

3番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字三ツ又1057番イ、地目は田、面積は4,753㎡の内2,000㎡、借受人の経営面積は4,268㎡、作物は青ネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年11月4日から平成38年11月3日の10年で、10a当りの借賃は10,000円で20,000円、資料は18です。

4番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町船谷字北上ミ野字84番、地目は畑、面積は307㎡、外1筆計2筆で合計459㎡、借受人の経営面積は25,267㎡、作物は水稻、権利区分は使用貸借権の再設定、期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年で、資料は19です。

(

(

5番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町宮ノ口字東野字457番2、地目は田、面積は1,190㎡、外筆2計3筆で合計1,877㎡、借受人の経営面積は25,267㎡、作物は水稻、権利区分は使用貸借権の再設定、期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年で、資料は20です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います、何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段、ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段ないようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議長 はい、それでは、議案第7号、香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、どうもありがとうございます。全員賛成です。

ええ、続きまして、議案第8号、香美市農業振興地域整備計画の変更について諮問であります、説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号、香美市農業振興地域整備計画の変更について説明します。

軽微な変更、1番、土地所有者、
、
、転用予定者、
、用途区分の変更を行う土地の概要は明治1で、土佐山田町岩積字甫喜山辻311番、地目は、公簿・現況ともに田、指定用途は農地、変更面積は923㎡の内100.01㎡、外1筆計2筆で155.68㎡、変更後の用途は農業作業所兼倉庫、隣地所有者の同意は同意有り、都市計画区域との関係は市街化調整区域で、関係部局との調整は県都市計画課と協議済み、資料は21です。

2番、土地所有者、転用予定者共に
、
、用途区分の変更を行う土地の概要は曉霞2で、香北町白川字岩村田225-1、地目は、公簿・現況ともに田、指定用途は農地、変更面積は908㎡の内39.60㎡、変更後の用途は農業用駐車場、隣地所有者の同意は一部無し、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は22です。
以上です。

議長 はい、ええと、以上で説明が終わりましたが、ただ今より質疑をいただきたいと思いますが、2番目のですね、一部無しの記載がありますけれど、それはどういう理由なのか説明をお願いいたします。

(

(

事務局 資料22の1のほうご覧下さい。写真撮った方向①の方からですね、倉庫から離れている方の農地の、今、同意が得られていない、同意書が提出されてないですので、代理人の行政書士に依頼はしておるところです。

議長 ええと、事務局として判断して被害が出るとか出んとか、そこはどのような判断。

事務局 60メートル離れています。

議長 離れちよって、まあ、それは必要と見ちゅう。

事務局 事務局は、そのメートルでの判断は今してないですので、周囲はもらうように依頼はしています。

議長 依頼はしちゅうけれども、まあいうたら、被害が出るような状況ではない。

事務局 と、は思われます。

議長 あ、の、県でも、隣地で昔は同意をもらわんでも、道が広がったらええわとか、それから、そこに川があるき必要ないか、という判断をしてましたけれども、やっぱり最近はですね、道路が少々広くても、同意はもらえるものはもらえ、それからどうしてももらえんもんについてはですね、防除被害計画で、陰、陰もその、どういう風になりやあえいかいことのものをですね、つけてもらっています。というようなことが出てます。それから、今月、土佐清水市で営農型の太陽光発電、50キロくらいの太陽光発電、点在をして何箇所かに設置されます。話を聞きますと、国営の農地、パイロット事業、何年前か知らんけど、そこでやっちゅう、国の税金でやっちゅう、圃場整備しちゅう土地。我々がそれをずっと聞くと、たまるかそんな、まあいうたら、圃場整備しちゅう田へそんなものつけてという風に思うがですけど。それから、営農型はですね、背の高さが高いところへハウスのパイプで柱を組んでその上につけます。で営農型ですので、下へは何か作物を作る訳です。その作物は柿、柿は日があんまりあたらいでも採れますと。そういう事であるという事でですね、この間、県には土佐清水の委員会の事務局はもちろんですけど、課長も一緒に来てですね説明をしてました。隣地の影響というのは、同意を全然もろうてないがです、つけてないがです。それで、それは何かという事を聞くとですね、もう周辺全部、背丈以上の耕作放棄地です、全て。ほんで、借りられる所を借りて、まあいうたらもう、地権者がどこにおるか分からんような所を省いてですね、そこへつけるがです。そうなってくると、そこまで隣地の同意っていうのが必要かえという話をせられてよね、自分ところの農地、やるところの農地へびったり隣の境までいっぱいはもちろん建てんわけよ、ちょっとひいて建てるがやけんかね、そこで同意書をいただいてないという風な判断をしちゅう訳よ、それで構いませんかという質問をしたけんども、まあ土佐清水市の農業委員会は、もうそれはもらえん、ただ、影響が出ることは考えられんという、まあほんで、こういう場合についてもですね、ある程度、事務局が、また地元の人が必要ないという判断をしてもらったらよね許可を出してもえいろうと、ただもらえん、隣と、まあ、トラブルがあつてあの人にはよう言わんきいかんとかいうことについては、そりゃあ認められんけど、まあ、被害が出てこないということであればですね、必要ないと思いますけど、まあ許可してもええんじゃないかという風には思います。建てもんによっては駐車場ですので、建物建てるいう事になると陰、影響は出てこないという風に思います。これ建物建てるがやないろ、駐車場よね。建築するがやなかったら、問題ないと思います。

まあ、そういう事で何かご質問あれば受けたいと思いますけど、何かありませ

(

(

んかね。格段ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

ええ、格段ないようですので、議案第8号、香美市農業振興地域整備計画変更について諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。

ええと、それでは議案第9号、その他の件でですね、12ページ、最後のページで売りたいと貸したいとがありますので、これを事務局に説明をお願いしたいと思います。

事 務 局

まず、売りたいですが、1番、住所、XXXXXXXXXX、氏名、XXXXXXXXXX、土地の所在地は土佐山田町影山字イセヤシキ830番、面積は115㎡、地目は田、外5筆計6筆合計2,045.91㎡、金額は相談に応じて、資料は23で、6筆一括での売買を希望されております。

貸したいですが、1番、住所、XXXXXXXXXX、氏名、XXXXXXXXXX、土地の所在地は土佐山田町林田字キシタ261番、面積は621㎡、地目は畑、金額は無償、資料は24です。

以上です。

議 長

ええと、そういうことですね、今回、売りたいと貸したいが出てきておりますけれども、写真を見ますと両方とも耕作放棄地のような感もします。まあ、借りられる事が、買いたいという人がなかなかすぐには現れるかどうか分かりませんが、まず、第一に、地元の委員さんがすいませんけれども隣地の人にですね、こうこうで売りに出ちゅうが買う希望はないかということが一番最初に聞いてほしいと思いますが、この写真を見ると、隣地もなんか耕作放棄地みたいな感じがしてですね、非常に難しいんじゃないだろうかという風な思いがありますが、まああの委員会の方にひょっと買いたい土地が、買いたいけど何か土地がないだろうかとかいう風な話があったらですね、まあ、説明もお願いしたいと思います。地元どこぞね、これ、村田君。

委員 (9 番)

これは大岸君やけんど。

議 長

大岸君、お休みよね、今日。

委員 (9 番)

写真の資料23の2-1、①とか④とかこれ橋があるけんど、これは軽トラが多分通れん。

議 長

通れない。

事 務 局

人しか渡れない。

議 長

乗トラらあ、入らんいうこと。まあ、けんどうなってくると、なかなか売れんよにやあ。はっきり言うて、やるき作ってくれ言われても。

委員 (9 番)

そこら辺にXXXXXXんくの耕作放棄地があって、管理をしてくれと、何年か前にいったことがあります。

議 長

XXXXXXさんに言うてくれ。XXXXXXさんやったらひょっと買うてくれるかも分から

(

(

ん。ええと、それから加茂の件、加茂は村田君。まあまあ、気をつけちゃって、タダで貸してくれる。

ええと、すみません、以上で一応、本日の議題というのは、みな様方に与えられました議題については以上ですが、今までで、何かご質問があれば、格段なければ、あとちょっと連絡事項がありますので、よろしく願いをしたいと思いますが。ちょっと事務局の方から報告があります。

事務局

先月の議案の、物部の五王堂の軽微な変更の件で、農業用倉庫が建つ所で、周辺の同意が2方向もらえてないという案件がありまして、再度、代理人に依頼したところ、代理人の行政書士からですね、A4、3枚にわたる農業委員会に対する意見及び要望書が提出されました。まあ、それを受けてですね、会長と横山委員と事務局で、現地を調査しまして、その結果ですね、影響があると思われる道を隔てた東側のほうがちょっと可能性があるということで、そちらはもらおうということでですね、再度、依頼をしまして、その結果それについては同意が得られております。影響がない30メートルくらい離れた方については、まあこちらは再依頼はしてません。以上です。

議長

この件についてはですね、私も一緒に行ってですね、現地を見ました。幅員が5メートル程ある道のまだ下段に今度倉庫を建てるがです。それから、その、影響が出てくるであろうという農地、水田ですけど、そこはまだね、1メートル50ぐらい高い所の上段にあります。そこをもらってないいう事でしたんで、あの、ちょうどそこにおばあさんがおいでで、その建てたいという人のお母さんが、直接話をしてくれて、まあ、非常に同意をいただくおばちゃんも、あんた建てたい言うてぎっちり言いゆうけど、なかなか許可がおりんで時間がかかって間に合わんねとかいう話になってですね、まあ、同意をいただきました。すぐに同意をいただいてオッケーになったわけです。それで、その奥にもですね、自分の土地の転用する土地に、付随をした農地がずっとこうあるがです。その奥側の同意をも求めてくれという風に、まあ、こっちはずっとそこまで転用をしようと思ってますんで、そこまで転用しない、まだ10メートル15メートルくらいありやあせんろうか、その奥のやつを許可をもらうてくれと言うてありましたけど、そこは私らあの判断で必要ないであろうということにしましたので、一応了解をいただき、許可相当ということにします。

それから、別段面積について。

事務局

3条について、農地を売買する時に、下限面積というお話をさせてもろうてますが、それについて1年に1回検討をしていく事になってますので、今年も10月11月の時期に行いたいと思いますので。まず、最初に簡単にちょっとご説明させていただきます。別段面積の設定基準という資料をご覧ください。

事務局

A4の縦のホッチキス留めの資料です。

事務局

農地を耕作目的で売買贈与等する場合の許可要件のひとつに、申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上である事という条件があります。これを下限面積要件といいます。この下限面積要件は経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する面積が一定以上にならないと許可できないというもので、農地法で定める基準は50アールとなっています。ただし、この下限面積は地域の平均的な経営規模などから見て、地域の実情に合わない場合には、別段の定めができることとなっていますので、香美市では土佐山田町40アール、香北町、物部町30アールと定めています。この下限面積については毎年検討していく必要がありますので、お願いします。

続いて、検討に当たりお配りした資料をご覧ください。1枚目は別段面積の設定

(

(

基準となっていて、1番目に、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一の地域ということで、香美市の場合は土佐山田、香北、物部と分かれています。2番目に面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上で設定。3番目に、定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすること、となっています。参考資料として、農家台帳から抜き出した、経営規模別農家数データ、2015農林業センサスデータ、2010世界農林業センサスデータを準備しています。昨年度までの検討の資料としては、2010年のセンサスのデータを使っていました。今年新しく2015のセンサスのデータが公表されましたので、検討用の資料を作っていたところ、2015年と2010年を比べて、確かに全体的に農家数は減少しているのですが、特に30アール以下の農家数は著しく減少していました。2代目への集積が進んでいると考えたとしてもちょっと不思議に思い、調べましたところ、センサスは10年ごとに詳しい調査をして、その間に行う調査は簡易なものようです。詳しい調査内容まではわかりませんが、2015年に行われたセンサスは簡易なもので、経営面積が30アール未満で、販売金額が50万以下の農家はデータに反映されていないとのことで、そのため30アール未満の農家が減ったものと思われます。その2015のセンサスのデータを参考資料とした場合、現在の別段面積では全体農家数の4割を下回るため旧3町村全てが下限面積の50アールに設定していく必要がでてきます。そこで、今回は農家台帳のシステムから経営面積別の農家のデータを抽出して同じような資料を作成していますので、そちらを参考にさせていただいたと思います。センサスのような細かい地区でのデータではございませんが、ご了承下さい。

資料の見方としましては、1枚目の農家台帳システムを見ていただいて、例えば、土佐山田町の場合でしたら、40アール未満というところを見ていただいたら、1,330.58%と書いてます。これは、全体の農家数に対して40アール未満の農家が1,330戸あって、58%ということになっています。4割を下回っていませんので、現在の土佐山田町の40アール以上という下限面積はクリアしています。同様に、香北町の30アール未満の欄を見ていただいたら、58.8%、物部町の30アール未満も64.2%といずれも4割を下回っていないので、現在の下限面積はクリアしているという事になります。資料の見方については以上のとおりですのでよろしくお願いします。

議 長

はい、毎年ですね、今頃、それぞれ旧町村単位でですね、下限面積を設定をうちあけてますんで、今回についても設定を見直すという説明がありました。先ほどの説明で皆さん方にもご理解をいただいたと思いますが、今まではですね、地区別に分かれて検討していただいて12月の、今度の会議にですね、今まで通りでいくのか、下限面積を変更するのかということについては協議をしていただけてます。今日は森安さんがちょっと見えてませんが私の独断の判断でですね、みなさん方にご理解を今の段階でいただいて今まで通りという風なことにしていただいても何ら差し支えないろうし、皆さん方のご理解もいただけるという風に思いますが、どうでしょう。もし、あの、理解をいただけんやったら、うちは地区で変えたいと、香北、物部で変えたいと、山田で変えたい、という事であればですね、今度までの会議の時に、ご報告いただけるようにしていただけたら非常にありがたいですが、一応、今まで通りでどうでしょうという、私の勝手なお願いです。よければ、そういう風にしたい。もし、いかざったら、その、今度までにですね、各地区で協議していただいて、変更をして変更の面積をなんぼにするかという様な事をご報告していただけたらありがたいと思っていますので。そういう方法で構いませんか。はい、すみません、よろしく。

事 務 局

あの、定住推進課の方からですね移住者に対する、いわゆる新しく家を市街化調整区域等で買った場合、その周辺で家庭菜園を作りたいという希望者がいるということで、前回、今年度に入ってからなんですが、皆さんにお話したことある

(

(

と思いますし、農業会議のほうで来ていただいて講習の中でですね、いくつかの例をあげていただいたんですが、一応もう家は香北町でできるけれども、農地については例えば1アール、あの島根県とでやってます、最低1アールという風な部分で農業委員会で定めることはやはりその農業の経営からしておかしいのではないかと、移住者に対しては農業会議のほうで説明のありましたように、民民での契約によって、耕作放棄を無くしていただくとかいうことでですね、作っていた分についてはそれはかまいませんということで、農業会議のほうで説明をいただきましたので、そちらがやっていただければ特に問題はないということで農業委員会としてのこの30アール、40アールっていう規定につきましては、特にそれを1アールとか言うような要望も一時あったんですけども、実質的にそれがクリアできれば、ここをつつく必要はないのではないかと、やはり、農業委員会としては農業者の経営ってことを第一の目的としていますので、最低限この面積は必要であるという見解で、当分の間はいつでも問題ないと考えております。以上です。

議長

まあ、もう1点すみませんが、売りたい側が家があって、そのふちにちょっと農地があると、けんど私らあはこの家売ってよそへ行くんで農地も一緒に売りたいという希望が出てくがあるがですよ。けんどそれは、やっぱり変わって、その家を買って来られる方が農家でない人やったら、他でどこかで農地を持ちちょっととか借地して実際に耕作しよったら下限面積をクリアしちよったらですね、その農地が買えるんですけど、それができんいうところがちょっとネックかな。で、まあ、実際にどこかから田舎暮らしをしたい、農地農家をしたいという風なことで出てくる時に、そういう風な家があって農地が付随をしちゅう時には、まあ、あの、こういう言い方はおかしいかも分からんけんど、まあ、知り合いの人の農地を借りてよね、下限面積をクリアできるばあの農地を借りて、それを耕作しながらこっちの土地を取得するという方法をできますので、そういう方法をですね、是非かまざったらそういう方法を教えちゃっていただいて、農地をひっつけて買える様にしたらいいと思います。全国農業新聞に数回前に出ちよりましたけれど、1アール以下で農地を地方の土地をですね、新潟県の佐渡市、そこが耕作放棄地、駐車場みたいになっちゅう所でも農地としてひつついちゅうくがあるがです。それは、今もっちゅう人が非農地にしちよいてよね、それから買われる人に売るといこともできますので。それは香美市でもできますので、まあ、あの、売る時に、売られる人に、買う人が、あの農地は駐車場になっちよってあそこは地目がまだ畑とか田になっちよったらよね、非農地証明で非農地にしちよいてくれんと私は買えまないのでって言うがはそれはかまんと思います。ただ、ほんで、まあ見たところどうしても野菜を作りたいのに駐車場になっちゅうよとか言うようなことになると、また掘り起こしてよね農地にすることは何ら構いませんけど、まあ労力と経費がいるっていうこと、まあそこは、ある程度覚悟のうえで買っていただくことになろうかと思います。すみません。

事務局

ひとつ、例としてですね、市街化調整区域で全然農家でない方が旧家を買いたいという例があります。で、周辺に農地があるんですけど、そんなに多くの面積はいらない、家庭菜園くらいを作りたいと、他の農地については周辺の農家の方に売買できるんですけど、やはりその家の周りにある農地ぐらいは家庭菜園で作りたいんだっていう場合に、家だけは購入をしてですね、その家庭菜園部分の農地については、元の持ち主との契約によって耕作だけはできるようにしていただくということが、前回、農業会議での説明がありましたので、まあそういう風なかたちで、現実的には新しく家を買って来られる方が耕作はされるけれども、土地の所有につきましては元の地主さんのままという場合、それが一応認められることになっております。先ほど会長が言われたように、規模を拡大して農家としてやっていただくという事は何ら問題ありませんので、それは3反4反という面積を満たしていただければ、農家としてこれから農業経営をしていただくという

こともできますので。まあ、その辺で移住者の方っていうのは、市として非常に歓迎をしておりますけれども、その辺の農地法との絡みっていうのは法的なクリアっていうのは、どうしても必要になっていきますので、そういうケースが出てきましたら事務局のほうにご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

——事務連絡——

議長

次回の農業委員会、毎年恒例ですが、11月は例会2回ありまして、2回目は11月24日、山田で3時30分から開催しますので、よろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

閉会（14時42分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

長

原 心 

署名人

西村 元章 

署名人

岡部 節夫 

(

(

2